

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく  
基本計画



令和3年8月10日

網走市

## 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和3年8月10日

網走市

### 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

網走市は、北海道オホーツク総合振興局管内の東部に位置しており、北はオホーツク海に面し、東は小清水町、西は北見市に連なり、南は大空町を経て釧路総合振興局区域に接している。市街地近くには知床連山を眺望できる名勝天都山や、市街地を貫流する網走川、ラムサール条約登録湿地の濤沸湖をはじめ大小5つの湖が織りなす水と自然豊かな森林資源を有している。これらの森林資源を活用するため、需要に対応した木材生産の推進や木質バイオマス発電施設への原料の供給体制を確立する。さらに、木質バイオマス発電に伴う廃熱や焼却灰等を、地域の農業、林業、漁業へ活用することで、森林資源の有効活用と農林漁業の活性化に努める。

### 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積 (㎡)	備考
A	網走市能取港町4丁目	48,200	木質バイオマス発電施設

### 3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	1,995kW	
A	木質バイオマス発電	9,900kW	現在建設中
A	木質バイオマス発電	9,900kW	現在建設中

### 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし。

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組	備考
設備整備事業者が、地域内に賦存する未利用材等を、納入事業者から長期的かつ安定的に買い取ることにより、間伐等の森林整備の推進、林業者の所得の維持・向上、森林の保全に資する取組	
木質バイオマス発電により生じた焼却灰を肥料や土壌改良材等として利用する等の環境保全に資する農林業を推進する取組	
将来的に、廃熱を活用した作物栽培や養殖等、農業や林業、漁業の生産性向上に資する取組	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備を 21,795kW 導入し、間伐未利用材等の木質バイオマスを燃料の8割以上を使用することで、間伐等による森林整備の推進及び森林の保全を図る。

また、将来的には、発電設備から排出される廃熱について、農業、林業及び漁業への利活用を推進する。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。なお、目標が達成されない場合は、協議会において達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復をする義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。また、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の認定においては、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることとし、実施状況の報告及び是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

市、再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

令和3年8月10日 制定